

兵庫県公報

平成21年3月13日 金曜日 第2063号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（社会援護課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	2
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	4
○土壌汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部解除（同）	5
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	5
○同上（同）	5
○土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	5
○都市公園の区域変更（公園緑地課）	6
公 告	
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	6
○入札公告（管理課）	7
選挙管理委員会告示	
○公職選挙執行規程の一部を改正する規程	9

告 示

兵庫県告示第273号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当する機関を次のとおり指定した。

平成21年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	開設者	指定年月日
児玉医院	尼崎市武庫川町4-16	医療法人社団児玉医院	平成21年1月1日
訪問看護ステーションつむぎの家	同 市杭瀬北新町3-18-1	有限会社21世紀福祉研究会	同
たご整形外科・外科	明石市花園町1-19	多胡博之	同
津川歯科診療所	同 市大久保町大窪945-1	津川剛	同
芦屋J Sクリニック水谷	芦屋市大原町28-1 パルティール芦屋	水谷次郎	平成20年12月11日
由利耳鼻咽喉科医院	豊岡市大磯町9-53	医療法人社団なおき会	平成19年5月1日
大西医院	宝塚市泉町21-3	大西修	平成21年1月1日
膳歯科医院	同 市南口2-11-8	膳努	平成20年9月1日
おばた耳鼻咽喉科	川西市多田桜木1-8-27 プライムコート川西多田	小嶋秀浩	平成21年2月1日
アンサー調剤薬局	三田市すずかけ台4-12-2	株式会社リッチフィールド	平成20年12月16日

南あわじ市訪問看護ステーション	南あわじ市賀集1065-7	南あわじ市長	平成19年7月18日
せいれい訪問看護ステーション淡路	淡路市浜1-45	社会福祉法人聖隷福祉事業団	平成20年12月13日



兵庫県告示第274号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

平成21年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
織田クリニック	明石市小久保4-13-2 カームハイツ3	住所表示	明石市鳥羽1416-1 カームハイツ3	明石市小久保4-13-2 カームハイツ3	平成20年11月1日
魚橋病院	相生市若狭野町若狭野235-26	開設者名称	医療法人社団平田クリニック	医療法人社団魚橋会	同 年9月1日
馬庭内科医院	朝来市和田山町宮田216	開設者名称	医療法人社団馬庭内科医院	医療法人社団俊葉会	同 月16日

2 廃止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	廃止年月日
児玉医院	尼崎市武庫川町4-16	児 玉 岳	平成20年12月31日
たご整形外科・外科	明石市花園町1-19	多 胡 健 吾	同
安並眼科	芦屋市打出小槌町13-16	安 並 正 昭	平成20年12月27日
東有岡クリニック	伊丹市東有岡1-18-13	松 浦 泰 明	平成21年1月4日
由利耳鼻咽喉科医院	豊岡市大磯町9-53	由 利 直 樹	平成19年4月30日
大西医院	宝塚市泉町21-3	大 西 幸 次	平成20年12月31日
膳齒科医院	同 市南口2-14-3	膳 努	同 年8月31日
南あわじ市訪問看護ステーション	南あわじ市市三條880	南あわじ市長	平成19年7月17日
せいれい訪問看護ステーション淡路	淡路市岩屋27	社会福祉法人聖隷福祉事業団	平成20年12月12日
こいだ歯科医院	神崎郡福崎町福田301-1	鯉 田 伸 介	同 年9月19日

3 休止の届出があった指定医療機関

名 称	所在地	開設者	休止年月日
由利耳鼻咽喉科医院	豊岡市大磯町9-53	医療法人社団なおき会	平成20年7月21日



兵庫県告示第275号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成21年3月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 神代南土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	島 田 賢	南あわじ市神代浦壁419番地 1
同	岸 本 敏 彦	同 市神代社家111番地
同	土 井 津	同 市神代浦壁294番地
同	河 野 純 治	同 市神代社家724番地
同	松 下 茂 雄	同 市神代浦壁935番地 2
同	安 田 敏 弘	同 市神代黒道178番地
同	岸 本 正 之	同 市神代社家222番地
同	本 田 正 人	同 市神代富田24番地 2
同	吉 田 政 光	同 市神代社家770番地
同	田 村 耕一郎	同 市神代喜来84番地
同	山 下 武 幸	同 市神代浦壁563番地 4
同	十 河 一 行	同 市神代社家386番地
同	梶 田 正 治	同 市神代社家1377番地 1
同	沼 田 勝 一	同 市神代地頭方1602番地
同	沼 田 日出男	同 市神代地頭方1730番地
同	良 田 明	同 市神代黒道151番地 1
同	山 崎 寿一郎	同 市神代国衙1983番地
監 事	原 坂 晴 美	同 市神代社家858番地 2
同	榎 本 貴	同 市神代浦壁242番地
同	正 木 寿 郎	同 市神代喜来113番地 1

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	島 田 賢	南あわじ市神代浦壁419番地 1
同	岸 本 敏 彦	同 市神代社家111番地
同	土 井 津	同 市神代浦壁294番地
同	河 野 純 治	同 市神代社家724番地
同	松 下 茂 雄	同 市神代浦壁935番地 2
同	安 田 敏 弘	同 市神代黒道178番地
同	岸 本 正 之	同 市神代社家222番地
同	本 田 正 人	同 市神代富田24番地 2
同	吉 田 信 裕	同 市神代社家767番地
同	田 村 拓 資	同 市神代喜来81番地 1
同	山 下 武 幸	同 市神代浦壁563番地 4
同	十 河 一 行	同 市神代社家386番地
同	梶 田 正 治	同 市神代社家1377番地 1
同	沼 田 吉 則	同 市神代地頭方1747番地
同	沼 田 日出男	同 市神代地頭方1730番地
同	良 田 明	同 市神代黒道151番地 1
同	山 崎 寿一郎	同 市神代国衙1983番地
監 事	原 坂 晴 美	同 市神代社家858番地 2
同	榎 本 貴	同 市神代浦壁242番地
同	正 木 寿 郎	同 市神代喜来113番地 1

2 兵庫県淡河川山田川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	坂 田 洋 一	加古郡稲美町加古1003番地



兵庫県告示第276号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成21年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
医療法人新淡路病院
洲本市上加茂43番地
理事長 金 藤 公 人
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
医療法人新淡路病院
洲本市上加茂43番地
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	72号 し尿処理施設	
能	力	2,104人槽 133m ³ /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後4箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	15
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10	15
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	15
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	10	15
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	1	2
大 腸 菌 群 数 (単位 個/cm ³)	1,000 以下	1,000	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		133	133

備考 既設特定施設を廃止するとともに高度処理を行うため、汚染状態及び汚濁負荷量は減少する。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成21年 3月13日から同年 4月 3日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び洲本市市民生活部環境整備課



兵庫県告示第277号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第5条第4項の規定により、特定有害物質によって汚染されている区域の指定の一部を次のとおり解除する。

平成21年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定を解除する区域

平成19年兵庫県告示第887号により指定した区域のうち、次に掲げる区域の全部
川西市火打1丁目387番の一部、398番の一部、399番の一部、401番の一部

2 特定有害物質の名称

六価クロム化合物



兵庫県告示第278号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年 3月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年 3月13日から2週間、中播磨県民局県土整備部姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 宍粟香寺線	姫路市安富町狭戸字風呂ノ元423番1から 同 市安富町狭戸字風呂ノ元438番1まで	旧	4.0から 7.0まで	111.0	
		新	11.0から 15.0まで	111.0	



兵庫県告示第279号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年 3月13日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年 3月13日から2週間、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 8 2 号	豊岡市但東町中山字扇谷1224番3から 同 市但東町中山字荒神1127番2まで	旧	7.0から 16.0まで	389.0	
		新	9.0から 20.0まで	390.0	



兵庫県告示第280号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、丹波市石生駅西土地区画整理組合の事

業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 事業施行期間
 変更前 平成15年 5月23日から平成21年 3月31日まで
 変更後 平成15年 5月23日から平成25年 3月31日まで
- 2 変更認可の年月日
 平成21年 2月26日



兵庫県告示第281号

兵庫県立都市公園条例（昭和39年兵庫県条例第53号）第 2 条の規定により、次のとおり都市公園の区域を変更する。

平成21年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 名称
 兵庫県立有馬富士公園
- 2 所在地
 三田市福島、大原及び尼寺
- 3 区域
 次の図に示す区域
 （「次の図」は省略し、その図面を兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課及び阪神北県民局県土整備部三田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）
- 4 区域変更の期日
 平成21年 3月20日

公 告

都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成21年 3月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 三木市志染町窟屋字末陰1374番 5 の一部、1385番の一部、1386番の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 神戸市中央区海岸通 1 番地
 全国農業協同組合連合会兵庫県本部 県本部長 西 畑 義 明
- (3) 許可年月日及び許可番号
 平成20年11月21日
 兵庫県指令開第 1 - 2 号（20三木）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 揖保郡太子町鵜507番 1、508番 1、510番 3
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 姫路市網干区浜田213番地の 2
 有限会社大西殖産 代表取締役 大 西 賢 一
- (3) 許可年月日及び許可番号
 平成21年 1月23日
 兵庫県指令西播（建）第 1 - 14 - 2 号（20太子）



入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成21年3月13日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容**(1) 調達物品及び数量**

兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム端末等設備一式（賃貸借）

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 契約期間

平成21年8月1日（土）から平成26年7月31日（木）まで（5年間）

(4) 設置場所

兵庫県災害対策センターほか111箇所（仕様書に記載の設置場所のとおり）

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 山田

電話 (078) 341-7711 内線 4937

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成21年3月13日（金）から同月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

毎日午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成21年4月22日（水）午後1時30分 兵庫県庁西館1階 大入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成21年4月21日（火）午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 電子入札

本件は、書面による従来の入札及び開札手続と併せて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札（以下「電子入札」という。）及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成21年3月13日（金）午前9時から同月27日（金）午後4時までに物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成21年4月15日(水)午前9時から同月22日(水)午後1時30分までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする物品について、次により事前に協議すること。

ア 受付期間

平成21年3月14日(土)から同年4月7日(火)まで(持参の場合は土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

毎日午前10時から午後4時まで(持参の場合は正午から午後1時までを除く。)

なお、物品電子入札・開札システムによる場合は、平成21年4月3日(金)から同月7日(火)の午前8時から午後10時まで(ただし、4月7日(火)は午後4時までとする。)の間に提出すること。

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類 内訳書及びカタログ等の仕様が分かるもの

エ 提出方法 原則として持参するか、又は物品電子入札・開札システムにより提出する。

オ 協議結果 平成21年4月15日(水)に入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成21年4月20日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

全額免除する。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成21年4月30日(木)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載、又は電子入札をすること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと(電子入札を除く。)

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

サ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であつて、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased:

A set of procurement of personal computers and networking equipments for the Hyogo Prefecture Emergency Management Network System (Lease)

(3) Lease period: August 1, 2009 - July 31, 2014

(4) Lease place:

5-2-15 Nakayamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefectural Disaster Management Center and 111 other places

(5) Deadline for the submission of tender application forms:

16:00 March 27, 2009

(6) Deadline for tender:

13:30 April 22, 2009 by direct delivery, electronic bidding system;

17:00 April 21, 2009 by mail

(7) Person to contact concerning the notice:

Mrs. Yamada, Personnel and Procurement Division, Treasury Bureau, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

TEL (078)341-7711 extension 4937

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第32号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月13日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村上 寿 浩

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「選挙運動用ポスター作成証明書」の右に「、使用又は作成の実績に基づき作成し」を加え、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、燃料供給業者に同項の選挙運動用自動車使用証明書を提出するときは、これに、燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものの写しを添付しなければならない。

第23条第1項中「燃料供給業者又はポスター作成業者にあつては当該証明書のほかに第21条（選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等）第2項の確認書」を「当該証明書のほかに、燃料供給業者にあつては第21条（選挙運動用自動車の使用等の公営の確認申請等）第2項の確認書及び前条第2項に規定する書面の写し、ピラ作成業者又はポスター作成業者にあつては第21条第2項の確認書」に改める。

別記第25号様式その1備考2中「燃料供給量」を「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」に改め、同様式その1備考2の次に次のように加える。

3 「燃料代」にあつては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください（なお、

2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)

別記第26号様式その1中「3 確認申請金額 _____ 円」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 _____
4 確認申請金額 _____ 円」に改め、同様式その1備考3を同様式その1

備考4とし、同様式その1備考2の次に次のように加える。

3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号」には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

別記第27号様式その1中「3 確認金額 _____ 円」を

「3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号 _____
4 確認金額 _____ 円」に改め、同様式その1備考2に後段として次のように加える。

なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料の供給に限られています。

別記第28号様式その1中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その1備考1中「証明書は」の右に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式その2中「使用する」を「使用した」に、

燃料供給年月日	燃料供給量	燃料供給金額	備考
平成何年何月何日	0	円	

を
「

燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
平成何年何月何日		0	円	

に改め、同様式その2備考1中「証明書は」の右に「、使用の実績に基づいて」を、「作成し」の右に「、給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。）の写しを添えて」を加え、同様式その2備考4を同様式その2備考6とし、同様式その2備考3を同様式その2備考5とし、同様式その2備考2中「証明書」の右に「及び給油伝票の写し」を加え、同様式その2備考2を同様式その2備考4とし、同様式その2備考1の次に次のように加える。

2 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。

3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄、「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごと（ただし、同じ日に複数回供給を受けた場合は、1回の供給ごと）に記載してください。

別記第28号様式その3中「使用する」を「使用した」に改め、同様式その3備考1中「証明書は」の右に「、使用の実績に基づいて」を加え、同様式その3備考2から6までを同様式その3備考3から7までとし、同様

式その3備考1の次に次のように加える。

2 「備考」欄には、選挙運動期間中に使用した選挙運動用自動車の台数を使用した日ごとに記載してください。

別記第28号様式の2中「作成する」を「作成した」に改め、同様式備考1中「証明書は」の右に「、作成の実績に基づいて」を加える。

別記第29号様式中「作成する」を「作成した」に改め、同様式備考1中「証明書は」の右に「、作成の実績に基づいて」を加える。

別記第30号様式その1中「5 銀行名、口座名及び口座番号等」を
「5 金融機関名、口座名及び口座番号等

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

に改め、同様式その1備考1中「選挙運動用自動車燃料代確認書」の右に「及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条第1項第4号に規定する4けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し」を加え、同様式その1備考2の次に次のように加える。

3 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

別記第30号様式その1別紙その2(2)を次のように改める。

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額(ア)	基準限度額(イ)	請求金額	備考
平成何年 何月何日		() 円× () 円 = 円	/	/	
平成何年 何月何日		() 円× () 円 = 円	/	/	
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」(計)欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、(ア)の(計)欄又は(イ)の(計)欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごと（ただし、同じ日に複数回供給を受けた場合は、1回の供給ごと）に記載してください。

別記第30号様式その2及びその3中「5 銀行名、口座名及び口座番号等」を

「5 金融機関名、口座名及び口座番号等

金融機関名		本・支店名	
金融機関コード		支店コード	
預金種別		口座番号	
ふりがな			
口座名			

に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。